

銀葦(しろがねよし)

(ews

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所 税理士 若 杉

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.ne

(長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日 23日・秋分の日

日	۰	10	24
月	۰	11	25
火	٠	12	26
水	٠	13	27
木	0	14	28
金	1	15	29
±	2	16	<i>30</i>
日	3	17	•
月	4	18	•
火	5	19	٠
水	6	20	٠
木	7	21	٠
金	8	22	٠
	0	22	

9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付 9月11日 国 税/1月決算法人の中間申告

10月2日

国 税/7月決算法人の確定申告(法 人税·消費税等) 10月2日

国 税/10月、1月、4月決算法人の消 費税等の中間申告(年3回の 場合) 10月2日



ワンポイント 空き店舗の固定資産税住宅用地特例の見直し

住宅用地に対しては固定資産税を最大6分の1まで減額する特 例があり、店舗併用住宅にも特例の適用が認められていますが、 空き店舗には、この特例を認めないとする政府の方針が6月に決 定されています。詳細は年末に公表される与党税制改正大綱で明 らかにされます。

しがつ他とのとい掛ま人いはっ が策)まり、 多くあります。 **なしてお** いうの い財産なの 人に売却できな つ中 かるとし 7 小 とても重要な 企 自 $\epsilon \sqrt{}$ 社株に多 0) 0) いた方が良いで、生前の ても、 株 オ 式 1 価 ナー 11 額 か良いケース 換金性が乏 換金性が乏 夕額の相続税いからです。 いからです。 のが高くても という くても 営者に

単ではありません。
の通達に基づく評価となり、簡
非上場株式については、国税庁
表されている相場がありますが、

ます。 (1) 次 れ 通 1

つい評なて ح 1111 月一日の評価方 方は る勿言 た方 社株対策に役立てたい た方であっても、新し勿論、平成二十八年にので、最近評価してい日から大幅に変更され 基づく 〉評価 温額を知

> b 以下、 0) つです。 ポイントを整理し 7 み

非上場株式の)評価 方法

の二つです。 ており、原則 達非 で、 Ė 一場株 その 評価 的 **三価方法**2、財産3 な評 価 が定めら 評 方法 価 基 は 本

類似業種

価

額

方

式::

み合わせて評価質出するか、または するか、「純資産価 (2)類 する方法 似業種 そして、 に置き換えた税務上の純資 L 似 純資産 純資産 評価 業種比準価 刀法(相続な関産の正場会に関係業種比準に関する方法会に関する方法会に関する方法会に関する方法会に関する方法会に関する方法会に関する。 会社 または一定比率で **州続税法上の評価**計価額にて評価な 方式… 法(図古場会社株に 額を算定します ||額方式| 0) 規模等により 額 方式 評価会社 表価 」で算出 本で組み、一で算 $\widehat{1}$ ع 比 産 較類 価 を

> 小に分かれるため、うち中会社はさらに 五 小 に じ 区 つに区分されます。 分 ĩ 大会社、 0) します 規 取模 さらに、大、 引 は 金額 図 [表 3)。 会社規模は 業 業種 員 水種に応 数 この 中

価額とすること低い場合には、 無条件に大会社となります。価額とすることができます。価額とすることができます。正前一〇〇人)以上であれば、正前一〇〇人)以上であれば、正前一〇〇人)以上であれば、の評価額の方が 無正 純

2 改正のポイント

(2)(1)を小さくしています。中小企業の株価の急激な変物企業の株価の急激な変 つ似 [算さ であ 類似 業種 二の 適用 た月以前二年間の平均株価 企業の株価の急激な変動 似 める「配当・利益・似業種比準価額方式 業種 年か 比 業の株価に与える影響 できることとなり、 0 n 重 株価に「 7 いたもの 住比準価が 対一 一対三対一 相 0) 額 が、 方式 続等 方式 対 • と平一純のな成で資分 がの が、 あ類

改正により、

利

0)

比

前 多来 る 株 る額の損害なり、 0) 価 が 」と小さくな で、 に与える影響が 体価が下落 が価が低くな がある。 0) くなる反面、 より、 しな か しても、 11 法人は従 小さくな $\epsilon \sqrt{}$ 利益 可 能以 が



大会社及び中会社の適用範囲分の金額等の見直しにより、用における評価会社の規模区用におり、運似業種比準価額ファイ 性 類似業種比準度があります。 区改 分に 正 により、 業種 **業種比準価額の割合該当することとなれ** ています。

(図表1)

 $A \times \begin{bmatrix} \frac{\mathbb{B}}{B} & + & \frac{\mathbb{C}}{C} & + & \frac{\mathbb{D}}{D} \\ \hline & 3 & & & \end{bmatrix} \times \quad \text{斟酌率} \qquad \begin{cases} \text{大会社0.7} \\ \text{中会社0.6} \\ \text{小会社0.5} \end{cases}$

A:類似業種の株価

B:評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

©:評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

①:評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額(帳簿価額による)

B:課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C:課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D:課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額による)

(図表2)

◆							
小会社		中会社*			大会社*	上場企業	
		(/]\)	(中)	(大)	人云仁	上场正未	
純資産価額	類似業種 比準価額 (50%)	類似業種 比準価額 (60%)	類似業種 比準価額 (75%)	類似業種 比準価額 (90%)	類似業種 比準価額	上場株価	
	純資産価額 (50%)	純資産価額 (40%)	純資産価額 (25%)	純資産価額 (10%)			

※純資産価額による評価もできます

(図表3) 大会社、中会社、小会社の区分基準

規模区分	区分の内容		総資産価額 (帳簿価額によって 計算した金額) 及び従業員数	直前期末以前1年間 における取引金額
大会社	従業員数が70人以 上の会社又は右のい ずれかに該当する会 社	卸売業	20億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く)	30億円以上
		小売・サービス業	15億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く)	20億円以上
		卸売業、小売・サー ビス業以外	15億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く)	15億円以上
満の会中会社 れかに (大会)	従業員数が70人未	卸売業	7,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く)	2億円以上 30億円未満
	満の会社で右のいず れかに該当する会社 (大会社に該当する 場合を除く)	小売・サービス業	4,000万円以上(従業員数が5 人以下の会社を除く)	6,000万円以上 20億円未満
		卸売業、小売・サー ビス業以外	5,000万円以上(従業員数が5 人以下の会社を除く)	8,000万円以上 15億円未満
小会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満又は従業員数 が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数 が5人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サー ビス業以外	5,000万円未満又は従業員数 が5人以下	8,000万円未満

でかる役がた当株にす等資量能のりた。 (1) あきれ 当は、似こと 的 す等資 2 り対た非 いくことが古いて少しずつい て何株し継幅悲株ま 策ら上に、場 で職か純のりそ業がいが価売金検資年のの種重る原が 検で職か純の て 者 移観価 すに 場 重る原がみ等 はオー 討 転すが を却の討産利年算比要の因高 ま へのる低 1 式 価 を却の支 を対して をがして をがし をがし をがして 額 Ĺ 0) チ のか 次ナの ナャンスと考えて、のではなく、株式かった場合 しょう。 の贈与や譲渡を検 大切となります 贈が 0) 評 海や 高 ような と 価 くて 析 し 額 譲 7 が合 が \$ てみ も取算 渡 高 よなの的下株一一場 を のる出 < 進 るな 計 がべさ

3 な 社 るが 株 可重 対 能い 性中 が会 あ社 りの ま株 す。 価 が 低

法人が役員に対して 経済的利益を与えたとき

法人税法上、役員に対する「給与」とな るものには、金銭で支払う通常の役員報酬 のほかにも、債務免除をした場合の利益や その他の「経済的な利益」が含まれます。

この経済的な利益とは、法人の行った行 為が実質的にその役員に対して給与を支給 したのと同じ経済的効果をもたらすものを いい、例えば、次のようなものが挙げられ ます。

- (1) 資産を贈与した場合のその資産の時価
- (2) 資産を時価より低い価額で譲渡した場 合の時価と譲渡価額との差額
- (3) 債権放棄や免除した場合の債権の放棄 額等
- (4) 無償または低額で土地や家屋の提供を した場合の通常収受すべき賃貸料と実際 に徴収した賃貸料の額との差額

(5) 無利息または低率で金銭の貸付けをし た場合の通常収受すべき利息と実際に徴 収した利息との差額

(6) 役員等を被保険者及び保険金受取人と する生命保険契約の保険料の全部または 一部を負担した場合の保険料の負担額

ただし、法人が役員等に対し経済的な利 益の供与をした場合でも、それが所得税法 上経済的な利益として課税されないもの (例えば、創業記念品等の支給や商品、製 品等の値引販売、レクリエーションの費用 などで一定の要件を満たすもの)で、かつ、 法人がその役員等に対する給与として経理 処理しなかったものであるときは、給与と して扱われません。

なお、役員に対する給与の額とされる経 済的な利益の額が毎月おおむね一定してい る場合には定期同額給与に該当し、法人税 の計算上、損金の額に算入されますが、そ うでない場合には、経済的な利益に相当す る金額は損金の額に算入されません。

交通費も医療費控除の対象とな患者の通院費のほかに付添人の院させることが危険な場合には、年齢や病状からみて、一人で通付き添う場合のように、患者の *i)* — 、ます。 例えば、 ・ます。 定の通院費も控除の対象とな 医療費控除の適用にあたって、 子供 めように、 めの通院に 院に 母

か

既に入院してい

、 る 子

療 費控除 の世話を をするため

医

の

族

の交通

ています。院に際して必要であり かつ、ほ 供の世紀 なる通院費は、 院するときの ませ る子供自身が ため直: 医療費控除の対象供自身が通院して 通常必要なも h_{\circ} 話をするため 医療費控除の 交通 |接必要なも 医師の診ち 患者自身の は、 に母 のであるこ 対象とはな 対象と 患者で 親 |療等を 0 で、 が

たあ

相続時精算課税を選択した後 に少額の贈与があった場合

相続時精算課税をいったん選択した場合、 特定贈与者からの贈与については、暦年課 税に係る贈与税の基礎控除の適用を受ける ことはできません。

そのため、「相続時精算課税選択届出書」 を提出した年分以降、特定贈与者からの贈 与により取得した財産は、暦年課税に係る 贈与税の基礎控除額(110万円)以下であ ったとしても、全て贈与税の申告をしなけ ればなりません。

なお、贈与税の期限内に申告しなかった ときは、相続時精算課税の特別控除の適用 を受けることはできません。

また、将来の特定贈与者の死亡に係る相 続税の計算において、相続時精算課税の選 択後における特定贈与者から贈与を受けた 財産については、贈与税の申告の有無にか かわらず相続時精算課税適用者の相続税の 課税価格に算入されます。